

## 夫 哲 飼 犬

わが国の水産物の生産は、量においても額においても断然世界の最高位にあり海外漁業の生産を除いても、はるかに他国を凌いでいる。要するに、沿岸および内陸の漁業の盛んなことを語り、他面、その資源に恵まれていることが明らかである。

しかるに近年、工業の発達により内水並びに沿岸の水質汚染がはなはだしく、しばしば問題をおこし、ついに水質汚染

法案の実施となったが、さらに世界最大量に使用されているわが国の農業が、水族に悪影響をおよぼす例が各地でおこりこのまま放任すれば、水があっても魚もない無味乾燥の国土と化する憂がだんだん濃厚になってきた。

これに加えて現在のわが国は釣りにかけてはまったくの無方針で、世界の文化国でこんな国はどこにもない。無制限に釣り放題であるから驚くのはかはない。

また最近、盛んに建設されるいわゆる多目的ダムは、その水域に生息する魚については何等の考慮が払われていない。

これでは内水面の魚類壊滅の時は遠からず出現するのみならず、内水面と海洋の間を往来する有要魚はもちろんのこと、トゲウオの類やヤツメなどの雑魚も、間接には有要魚の餌料としての価値も大きいゆえに、この無方針が沿岸漁業にも影響し国力の衰微となることを恐れる。



## 内陸水産資源の保護

内水面の水産資源保護については、りっぱな内水面漁業調整規則なるものがある。これによれば水産動植物の採捕の規制、水産資源の培養などがうたわれ、相当地に理想に近い規則であるが、現実においては空文に等しいことはなほ遺憾である。

たとえば第二十一条には、水産動植物に有害な物を内水面に遺棄し、または漏せつてはならないとあるが、その取締りについては何等の手段も講じられていない。

釣りについては、多くの釣り人はいわず語らずに釣りをスポーツとして楽しんでいるが、別文に石城氏が述べているように、本道のように淡水漁の豊富などころでは、いわゆる職業的釣り師が跋扈して言語道断な捕獲をし、釣り人のなかにもスポーツを超えた無茶な乱獲も行なわれていて、万人のため、また後世のため資源の保護、維持などについては毛頭も考慮されていない。

釣りについて外国の例をあげると、アメリカ全土はもちろんのこと、アラスカ州のように魚の数が人間の数より多いところでも、釣りには必ずお金を払って、政府の免許証を得て携行しなければなら

い。そのうえ、釣る河川に制限があり、釣る数も制限され、マスの類（イワナ、ニジマスなど）なら一日十五尾、しかもいずれも二十インチ以上の大きさのものに限られる。

わが国では過去に何回も釣りについて規制が立案されたが、その都度猛烈な抵抗にあつていまだに実現できない。最近の北海道の例ではヤマベの釣りで、ヤマベ釣りにはほかの魚類の釣りと同じに許可を受ける必要もなければ、鑑札料を払う必要もない。

水産孵化場が近海のマス資源維持のために、ヤマベの降海期の四月から六月までの三カ月間釣りを禁じようと企てたが釣り関係者からの反対でようやく四月、五月の二カ月の禁漁となった。ところが実際にヤマベの生態を調べると、道央から道東、道北では七月はじめにも降海期の銀毛のヤマベが下流に残留していて、これが釣りのよき対照となつている状態である。

内水面の魚類の採捕には漁具漁法に制限があるだけで、その中から釣りが除かれていく。内水面の釣りばかりではなく磯釣りもほとんど無制限であるから、釣り人口の増加とともに資源はみるみる枯

渇していく。いずれの文化圏でも釣りに対しては鑑札を出し、その収入は魚類の増殖と保護のために使われているのであるから、開発された地方でも釣りを万人が永久に楽しむことができる。

さらに深刻な問題は、最近の河川のダムと魚類保護の関係である。ダムの建設に際しては、水産資源法第二十二條および第二十三條にしたがいがい、さく上魚のため魚梯かゆるやかな流れの迂廻路を併設するか、あるいは魚類の増殖施設をとることになっているが、工業優先の傾向からこの実施をしているところはきわめて少なく、資源法を無視することが当然のごとく考えられているのは、わが国将来のためにはなほ憂うべきことである。

魚梯や迂廻路の設置には、過去の小規模のダムの場合には経費も少なくてすんだが、現在のようにマンモス化したダムでは莫大な費用を要することは理解できるが、ダムに魚類増殖の施設をすることなら少額経費でできることで、水もまた恵まれた国の資源で、これを水族のために活用し、スポーツに、また生産に役立たしめるべきである。